

中間報告に対する  
地方公共団体からの主な意見について

## 1. マイナンバー、マイナンバーカード、電子証明書の海外継続利用関係

### 海外転出者に係る新たな個人認証基盤をどう構築するかについて

<戸籍の附票を認証基盤とする案(A案)について>

- A案の方が現行制度の延長として捉えやすい。現行も戸籍の附票には、国外転出先や在外選挙人名簿登録市町村名が記載されており、海外転出者を管理するのは、戸籍の附票が適当ではないか。
- A案は、全国民の住民票等の記載事項の正確性・精度の向上が見込まれるものであり、費用対効果の観点からはA案の方が良いのではないか。

<特例海外転出者除票(仮称)を認証基盤とする案(B案)について>

- 実務を扱う立場の意見として、B案のように除票を認証基盤とすることには違和感があり、イメージが難しい。現行も転出して住民票を消除した後は、除票に新たな事項を書き加えていくことは想定していない。

### 電子証明書等の海外継続利用に伴い地方公共団体が行うこととなる事務について

- 転出者は時間がない中で手続が十分に行えない場合があり、スムーズにできるかは懸念がある。
- 電子証明書の暗証番号を複数回誤りロックがかかった場合は市町村において解除しているが、海外転出者についてはこの事務をどうやって行うこととなるのか。海外転出者に帰国させ、市町村での手続を求めるのは難しいのではないか。

### 新たな個人認証基盤を構築することに伴い可能となる事務の効率化等について

- 現在郵送により行われている住基法第9条第2項通知(戸籍と住民票間の通知)の電子化による効果は大きいと、是非行っていただきたい。郵便が集中する日には、封筒の開封作業だけで多くの時間がかかることがある。

### 電子証明書の海外継続利用に係る具体的な制度設計について

- 市町村では海外転出者の国外の住所変更を把握・反映することは難しいため、電子証明書の住所を「国外」と記載することには賛成。

## 2. 住民票等の除票の保存期間の延長関係

### 保存期間の延長に伴う地方公共団体の事務への影響について

- 開示文書の量が膨大になる等事務量が増加するのではないかと懸念がある。
- 除票に記載された住所が誤っていた際に訂正をすることがあるが、この事務量が増加するのではないかと懸念がある。また、除票に記載された住所等が正しいものであることを担保するために、住民異動届についても長期間保存する必要があるだろうか。

### 保存期間の延長に伴う住民票等の除票の写しの交付について

- 150年間保存する中では、住民票等の様式の変更や記載事項の加除もあると考えられるが、PDFではなくテキストデータとして保存する場合、除票となった時点と除票の写しの交付の請求時点での様式や記載事項の差異にどのように対応すべきか。

### 保存期間の延長に伴う個人情報保護について

- 保存期間の延長に伴い取り扱う個人情報が増えるため、市としても個人情報管理の体制を考え直す必要があると思われる。

### 保存期間の延長に伴う地方公共団体のシステム整備について

- ディスク容量の拡張だけであれば、保存期間の延長に伴うシステムへの影響は大きくないと思われる。

## 3. その他

### PIN入力を要しない認証方式について

- マイナンバーカードの利活用の幅が広がるため、是非実現していただきたい。